

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	斉木1区 地区(斉木集落)	令和5年1月	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	26.48 ha	
①人・農地プランの耕地面積	18.70 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.44 ha	93.3 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	8.61 ha	46.1 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.05 ha	48.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	6.68 ha	35.7 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	1.42 ha	7.6 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	8.61 ha	46.1 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.26 ha	6.7 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.14 ha	6.1 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 住宅地介在農地及び畑地、山裾の在来田は除外している。		

注1:③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・R3年度アンケート結果では、斉木1区の水田面積約18haのうち水稲作付が8ha、畑転作が2ha計10ha、残り8haが自己保全、放棄地になっている。水田所有者は49戸であるが、そのうち水稲栽培しているのは20戸で半数を割っている。この20戸の主体耕作者の平均年齢は68歳であり、平均耕作面積は0.36haとなっている。アンケート結果では、約9割の農地所有者において後継者が不在であり、地域の農地の維持に大きな不安がある。

・農家数の減少に伴い、水路・農道、畦畔等の管理が困難になってきており、離農の要因にもなっている。

・周囲の山林際には鳥獣防護柵が設置されているが、それでも鹿猪が出没することが多く、農家が農地ごとにネット・電気柵を設置し対策しているが、維持管理が大きな負担となっている。

・当地区では、地区内の数人の農業者が所有者から依頼を受け管理できなくなった農地を交錯しているが、その農業者も後継者問題を抱えており、新たな担い手の育成が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・上記課題に対して地区として農地を守っていくためには、近隣も含めた地域で中心となる経営体を確保するとともに、地区内の農家を減少させないことが重要である。農地を維持することは水路や農道の管理が伴うので、農家数が減ると清掃作業や補修工事の負担が大きくなり、さらに農家離れが進む恐れがある。そのため、小規模農家であっても所有農地を自分で守れるよう、農作業の受委託を進めるなど支援を進めていき、農地に関わる機会を次の世代が持つことで、農地を守るサイクルを維持していきたい。

・農会が農家の希望をとり、区域内で安心した貸し借りや農作業の受委託を行えるようにする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年10月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
その他		水稲	2.27 ha	水稲	2.27 ha	
その他		水稲	1.77 ha	水稲	1.77 ha	
その他		水稲	1.15 ha	水稲	1.15 ha	
認農法		水稲	0.00 ha	水稲	1.14 ha	
計	経営体		5.19 ha		6.33 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、83筆83,883㎡となっている。 作業の効率化及び営農が困難となった農地を守るため、地域内で定期的な話し合いを行い農地保全と集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 当面は地区内で貸し借りを進めていくが、それとあわせて農地バンク機能を活用して新たな受け手への付け替えができるよう、担い手も含めて地域全体で検討していく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 多面的機能支払交付金制度を活用して、農会及び担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	宍粟市波賀町齊木 7	1,096		
2	宍粟市波賀町齊木95	2,741		
3	宍粟市波賀町齊木248-2	1,678		
4	宍粟市波賀町齊木408	589		
5	宍粟市波賀町安賀682	1,115		
6	他アンケート結果のとおり	76,664		
	計	83,883		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。